

小田原市立小中学校 | C T 教育環境整備事業
公募型プロポーザル
優先交渉権者審査基準

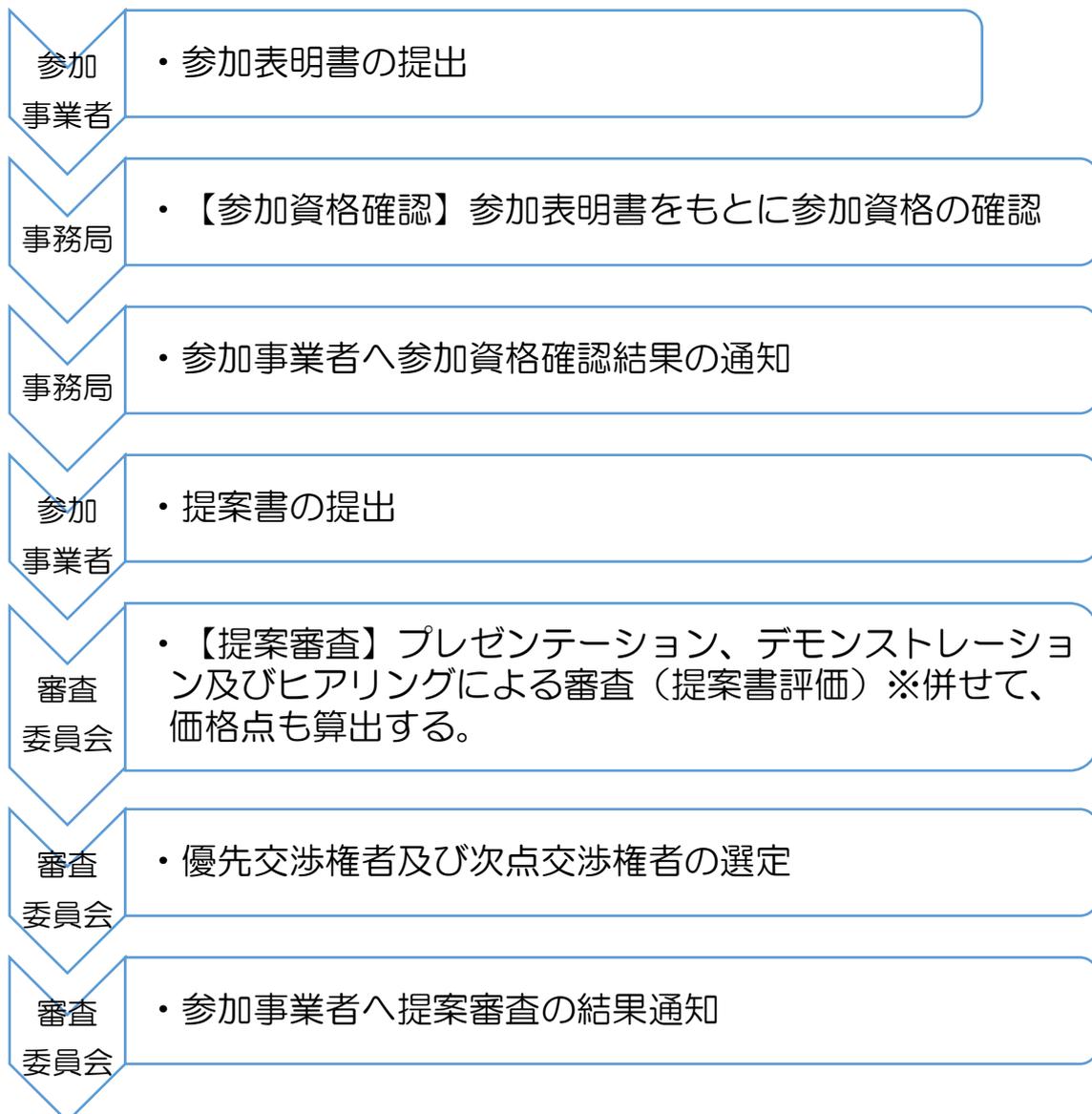
令和2年4月6日

小田原市

本書の位置付け

小田原市立小中学校 I C T 教育環境整備事業公募型プロポーザル優先交渉権者審査基準は、小田原市（以下「発注者」という。）が、小田原市立小中学校 I C T 教育環境整備事業の委託業務（以下「本業務」という。）を発注する事業者の募集及び選定を行うに当たって、本事業の募集に参加しようとする事業者（以下「参加事業者」という。）の中から、優先交渉権者を選定するための方法及び評価項目等を示し、参加事業者の提案に具体的な指針を与えるものであり、参加事業者へ公表する公募型プロポーザル実施要領の一部とする。

【選定方法の流れ（イメージ図）】



【評価項目及び得点化基準】

1 提案内容の評価

(1) 評価項目

評価項目		判断基準	評価点		
提案内容の評価	児童生徒にとっての使い易さ	ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒用端末の管理が適切にできるか ・授業支援、個別学習、プログラミング教材、利用促進支援、フィルタリングソフトは優れたものが提案されているか ・代替案も含め、仕様書で示した機能が適切であるか 	40	20
		ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・校内通信ネットワーク整備に要する調査、設計及び施工等の期間を十分考慮し、確実かつ妥当なスケジュールとなっているか ・ストレスなく無線LAN環境を活用した授業ができるシステム構成になっているか ・より良い遠隔監視の方式が提案されているか 		10
		学習用端末	<ul style="list-style-type: none"> ・授業で活用しやすい端末が提案されているか ・GIGAスクールパックなどを利用して、有用な提案がなされているか ・保証パックなどに特段の配慮があるか 		10
	教職員への支援等	ICT機器の活用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理者を含めた業務体制が適しているか ・ICT支援員への教育体制が有効か ・派遣されるICT支援員の資質が適しているか ・ICT支援員の訪問回数の頻度 	40	25
		運用・保守	<ul style="list-style-type: none"> ・アカウント等の管理が容易にできるように工夫された支援が提案されているか ・ヘルプデスクの運用体制が整っているか ・緊急時の対応方針、体制などは実効的であるか 		10
		保証	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー保証を含め、適切な機器の保証内容であるか 		5
	地域貢献	市内業者の協力体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者と協力体制をとって、事業を行うなど、地域経済への貢献に効果的な取組みが計画されているか 	15	15
	その他	プレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・資料のわかりやすさ、正確さ ・デモンストレーションの授業イメージにおいて、学習用端末やソフトウェア機能が授業で有効に活用できることが確認できたか ・積極的に支援する意欲が見られたか 	5	5
					100

(2) 得点化基準

評価項目		得点化基準
児童生徒にとっての使い易さ	ソフトウェア	極めて優れる…評価点×1.0 優れる…評価点×0.8
	ネットワーク	
	学習用端末	
教職員への支援等	I C T機器の活用支援	相当…評価点×0.6
	保守	やや劣る…評価点×0.4
	ソフトウェア	劣る…評価点×0.2
地域貢献	市内業者等の活用	不適格…評価点×0.0
その他	プレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリング	

2 価格点

見積金額を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。なお、見積金額が提案上限額を超過している参加事業者は失格とする。

(1) 小田原市立小中学校校内通信ネットワーク整備業務委託に係る価格点

ア 参加事業者のうち、「小田原市立校内通信ネットワーク整備業務委託」に係る価格が最も低額であるものを第1位とし、価格点の満点である200点を付与する。

イ その他の参加事業者の価格点は、第1位の見積金額（最低価格）と当該参加事業者の見積金額との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

$$\text{価格点} = 200 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最低価格}}{\text{当該提案価格}} \right)$$

(2) 小田原市立小中学校学習者用端末等賃貸に係る価格点

ア 参加事業者のうち、「小田原市立小中学校学習者用端末等賃貸」に係る価格が最も低額であるものを第1位とし、価格点の満点である300点を付与する。

イ その他の参加事業者の価格点は、第1位の見積金額（最低価格）と当該参加事業者の見積金額との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最低価格}}{\text{当該提案価格}} \right)$$